

第2編 第4期障がい者基本計画
(障がい者施策に関する基本計画)

第1章 めざすべき将来像と基本視点

誰もが互いに人格と個性を尊重し、
地域で自分らしく暮らすことができる
みんなのまち習志野

第4期習志野市障がい者基本計画(障がい者施策に関する基本計画)は、障がいへの理解を基礎に、地域で暮らす誰もが互いに尊重し合い、安心感と自己肯定感を持って暮らすことのできる「共生社会」を実現するために、「誰もが互いに人格と個性を尊重し、地域で自分らしく暮らすことができるみんなのまち習志野」をめざすべき将来像として掲げます。

また、本計画を策定するにあたり、アンケート結果等に基づく現状分析を踏まえ、めざすべき将来像を実現するために、次の3つの「基本視点」を設定しました。この視点をポイントとして、重点課題以下の計画体系を構築しています。

<p>基本視点 1 自立と共生</p>	<p>障がいのある人が社会の一員として自立することで、自己肯定感を持って生きていくことは大切なことです。そのためには、周囲の理解に基づいた就労や地域参加が重要であることから、自立と共生は不可分な関係にあります。</p> <p>例えば、企業や施設での就労のための支援や、相談支援体制の整備等の課題に対応していくことが求められます。 ⇒重点課題1、3、5へ</p>
<p>基本視点 2 障がいへの正しい理解と権利擁護</p>	<p>めざすべき将来像に掲げた「誰もが互いに人格と個性を尊重し、地域で自分らしく暮らす」ためには、社会における障がいへの理解を基礎とした、差別等の解消など、障がいのある人の権利擁護の推進が重要です。また災害時を含めたあらゆる場面で障がいのある人が不自由なく生活するために、情報の的確な取得と障がいへの理解に基づいた具体的な配慮がなされることが不可欠です。</p> <p>例えば、教育の場や地域における周知啓発の実施及び差別解消や合理的配慮につながる障がいへの正確な理解の推進等の課題に対応していくことが求められます。 ⇒重点課題1、6へ</p>
<p>基本視点 3 切れ目ない支援</p>	<p>障がいのある人が生涯を通して幸せに暮らしていくためには、人生の各時期・節目、いわゆるライフステージに合わせて適切な支援(サポート)を得ることが重要です。</p> <p>例えば、福祉サービスの提供体制の充実や、様々な社会資源の充実、また幼児期の支援や発達支援における連携強化等の課題に対応していくことが求められます。 ⇒重点課題2、4、7へ</p>

第2章 計画の重点課題

めざすべき将来像に向けた基本視点を踏まえ、計画期間に取り組むべき重点課題を次のとおりとします。

- 重点課題1. 障がいのある人への理解の促進
- 重点課題2. 暮らしを支えるサービスの充実
- 重点課題3. 就労等を通じた社会参加の促進
- 重点課題4. 障がい児支援・発達支援の充実
- 重点課題5. 相談支援の充実
- 重点課題6. 情報コミュニケーション保障と権利擁護の推進
- 重点課題7. 社会資源の充実



習志野市障がい者スポーツ大会の様子

第3章 施策の体系

めざすべき将来像：誰もが互いに人格と個性を尊重し、地域で自分らしく暮らすことができるみんなのまち習志野

3つの基本視点

自立と共生
障がいへの正しい理解と権利擁護
切れ目ない支援

重点課題	基本施策
1. 障がいのある人への理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障がいへの理解を深める広報・啓発活動の充実 (2) 住民主体の交流づくり (3) 障がい当事者からの情報発信 (4) 障がい（者）理解のための取り組みの推進
2. 暮らしを支えるサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) それぞれの障がいや生活環境にあった福祉サービス等の提供 (2) 地域生活支援事業の充実 (3) 障害福祉サービス等の提供体制の充実 (4) 保健・医療と連携した健康維持・増進活動の充実 (5) 関係機関の障がいへの専門性を深める取り組みの強化 (6) 訪問医療・訪問看護・訪問リハビリテーションの体制整備
3. 就労等を通じた社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> (1) “働ける・働きたい”の意識醸成につながる支援 (2) 就労支援の強化 (3) 就業環境の整備 (4) 障がい者就労支援施設等からの調達の拡充 (5) 余暇活動充実のための支援
4. 障がい児支援・発達支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特別支援教育の充実 (2) 発達相談・支援、療育の充実 (3) 保健・医療・福祉・保育・教育など分野を超えた連携 (4) 障がい児等へのサービスの充実 (5) 発達障がいの支援強化
5. 相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 相談支援体制の整備 (2) 計画相談支援の充実 (3) 当事者団体等における相談活動 (4) 地域移行の推進 (5) 経済的不安に向けた支援の充実 (6) 地域生活支援拠点の整備
6. 情報コミュニケーション保障と権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域のネットワークによる権利擁護 (2) 成年後見制度の利用促進 (3) 差別解消と合理的配慮の普及・啓発 (4) 障がい者虐待防止の取り組みの推進 (5) 手話・点字等様々な手段による情報コミュニケーション保障
7. 社会資源の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの充実 (2) 地域における支援体制の充実とネットワーク構築 (3) 市民団体・ボランティアの活動やインフォーマルサービスの推進 (4) 防災・災害対策等の整備

※インフォーマルサービス・法律や制度に基づかないで提供されるサービス